

事例番号:350183

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 32 週 1 日

9:46 破水感あり搬送元分娩機関受診、前期破水の診断

11:00 前期破水のため母体搬送で当該分娩機関入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 32 週 1 日

11:20 羊水培養検査で大腸菌、アソギノース群連鎖球菌を認める

11:24 血液検査で CRP 0.53 mg/dL、白血球  $162.2 \times 10^2 / \mu\text{L}$

11:34- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 180 拍/分台の頻脈を認める

15:25- 体温 38℃台の発熱を認める

17:19 前期破水、子宮内感染のため帝王切開で児娩出

胎児付属物所見:胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎 stageⅢ(Blanc 分類)、  
臍帯血管間質に著明な好中球浸潤を認める

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 1 日

(2) 出生時体重:1800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.37、BE -4.2mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分7点、生後5分8点
- (5) 新生児蘇生:実施なし
- (6) 診断等:  
出生当日 新生児一過性多呼吸
- (7) 頭部画像所見:  
生後34日 頭部MRIで脳室周囲白質軟化症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医1名  
看護スタッフ:看護師1名

### <当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師:産科医2名、小児科医2名、麻酔科医1名  
看護スタッフ:助産師3名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により、脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したと考えられる。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染がPVLの発症に関与した可能性が高い。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考えられる。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

#### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

#### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠32週1日、搬送元分娩機関受診時の対応(子宮収縮抑制投薬と開始、内診、超音波断層法実施、破水の診断、前期破水のため母体搬送としたこと)は一般的である。
- (2) 当該分娩機関における、前期破水の診断にて入院後の管理(子宮収縮抑制薬投与継続、分娩監視装置装着、血液検査実施、抗菌薬投与)は一般的である。
- (3) 妊産婦に感染徴候を認め、前期破水、子宮内感染のため帝王切開としたことは一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

#### 3) 新生児経過

出生直後の対応(刺激、吸引、酸素投与にて持続陽圧呼吸)およびその後の対応は、いずれも一般的である。

### 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

#### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

##### (1) 搬送元分娩機関

観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、当該分娩機関への母体搬送依頼時刻、母体搬送の時刻、妊産婦が受診後から母体搬送となるまでの間の<sup>バ</sup>イタルサインについて記載がなかった。これらについて診療録に記載することが望まれる。

##### (2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

イ. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に関係すると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。